No.	資料名	頁	1	1.1.	1.1.1.	(1)	а		á箇戸 I	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	9	2	2.1	2.1.5		a	(a)		定期借地権設定契約又は土地売買契約の締結	定期借地権設定契約又は土地売買契約の締結は、 基本協定の締結(平成29年2月)を行い、かつ、事業 契約にかかる議会議決(平成29年5月中旬)を経れ ば、最短で議会議決後すぐにでも契約できるとの理 解でよろしいでしょうか?	落札者決定後、提案内容に基づき横浜市財産評価審議会の評定に基づき、土地貸付料又は土地売払価格が決定します。土地貸付料又は土地売払価格の提示は、民間収益事業のスケジュールにもよるため落札者との調整となりますが、平成29年度以降を予定しています。定期借地権設定契約又は土地売買契約の締結は、それ以降となります。
2	入札説明書	9	2	2.2						予定価格	予定価格には、大規模修繕の関わる設備更新費用 が含まれているのですか	予定価格には、設備更新費用を含んでいます。
3	入札説明書	9	2	2.2						予定価格	の程度見込んでいるのですか	前段の予定価格の内訳については、適正な 競争環境を確保するため、回答することはで きません。 後段の小破修繕・一般修繕の費用について は、修繕の件数を想定して設定したものでは なく、施設の規模等の面から選定したいくつ かの類似施設の実績を踏まえて設定していま す。
4	入札説明書	11	3	3.1	3.1.2	(1)					第1回質問において、構成員等の追加は10月5日までに申請となっていますが。現在協力会社として申請しているものを、構成員へ変更することは可能でしょうか。可能な場合は提出書類及び提出期限をお示しください。	でに、構成員等を追加する場合と同様に、任意の様式で変更の申請を行ってください。市
5	入札説明書	17	3	3.2.	3.2.3		С	(b)	i	契約保証金	履行保証保険契約を締結して契約保証金の納付を 免除する場合、対象費用は設計業務、建設業務、工 事管理業務にかかる費用の合計金額の100分の10以 上に相当する金額を保険金額とする履行保証保険の 締結が必要になると思われますが、その場合、第一 次質問の回答から、履行保証保険契約の期間につ いては設計期間を含まない解体工事期間及び建設 期間との理解でよろしいでしょうか。	
6	入札説明書	23	4	4.3	4.3.6					提案書の提出(様式)	入札時点で提出可能なものであり、入札後に計画内容(事業収支計画、資金調達計画、設計建設図面な	落札者は、提案書の内容について、その内容 を遵守する義務を負います。ただし、事業を 進める中で、事業目的に照らし合理的な理由 がある場合には、事業契約書、定期借地権設 定契約書等に基づいて、実施内容の変更等 を行うことは可能です。
7	入札説明書	29	6	6.1	6.1.2					PFI事業者となる特別目的 会社(SPC)の設立等の要件	SPC設立にあたり事業場所以外の条件・制限は有りますか	SPC設立にあたっての条件・制限は、 「6.1.2.PFI事業者となる特別目的会社(SPC) の設立等の要件」に示す通りです。
8	入札説明書	29	6	6.1	6.1.2					PFI事業者となる特別目的 会社(SPC)の設立等の要件	SPCが加入すべき保険及び補償額条件は有りますか	「PFI事業事業契約書 別紙3 PFI事業者等が加入する保険等」を参照してください。
9	入札説明書	39	8	8.1	8.1.1					SPC運営費等の取扱い	SPC運営費等、メインアリーナ及びサブアリーナに共通する費用は、合理的な比率で入札者が配分するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	入札説明書	42	8		8.1.2	(1)	С	(c)		基準金利	念のため、入札価格の算定にあたって使用する基準 金利を公表して頂けませんでしょうか?	入札価格の算定にあたって使用する、メインアリーナ施設の基準金利は、平成28年5月31日(火)の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートで、0.264%となります。また、サブアリーナ施設の基準金利は、午前10時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143ページに掲示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレート(0.264%)と20年物金利スワップレート(0.405%)の値で回帰式を作成し、回帰式に基づいて19年物金利の値を算定した場合のスワップレートで、0.377%となります。
11	入札説明書	43	8	8.1	8.1.2	(2)	С	(c)		割賦金利の構成	入札に使用する基準金利を、計算式を含めてご提示 頂きますようお願い致します。	入札に使用する基準金利については、入札 説明書に関する質問書NO.10を参照してくだ さい。 基準金利の計算式については、「PFI事業事 業契約書 別紙7 サービス対価の金額と支払 スケジュール及び支払手続」を参照してくださ い。
12	入札説明書	43			8.1.2	(2)	С	(c)		基準金利	念のため、入札価格の算定にあたって使用する、回 帰式に基づき算定された19年物金利を公表して頂け ませんでしょうか?	

(様式1-1)「横浜文化体育館再整備事業」入札説明書に関する質問書

NI	次业は	H						該当箇	 所	所用中央	□ kt
No.		頁			1.1.1.		a	(a)	項目名	質問内容	回答
13	入札説明書	44	∞	8.1	8.1.2	(3)	С		支払手続	「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書の当該部分を修正します。
14	入札説明書	45	8	8.1	8.1.2	(4)	С		支払手続	「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書の当該部分 を修正します。
15	入札説明書	46	8	8.1	8.1.2	(5)	С		支払手続	「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	
16	入札説明書	47	8	8.1	8.1.2	(6)	С		支払手続	「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。入札説明書の当該部分 を修正します。
17	入札説明書	48	8	8.2	8.2.1				金利変動に伴う設計・建設の対価の改定		
18	入札説明書	48	8	8.2	8.2.2				物価変動に伴う対価の改定の考え方	19年にも及ぶ長期管理期間になりますが、最低賃金の変動は、物価変動に伴う改定に該当しますか	「PFI事業事業契約書 別紙8 サービス対価の改定」の「2(1). イ改定に用いる物価指数」に記載の通り、「毎月勤労統計調査」賃金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-定期給与(厚生労働省)が変わった場合については、物価変動に伴う改定に該当します。

No.	資料名	頁				該当				質問内容	回答
	要求水準書	12	1.	2.1	2.1.1	(1)	a	(a)	項目名 横浜の先進性を備	メインアリーナにおける利用料収入見込みはその大部	
1	女小小十 目	12	2	2.1	2.1.1		a			分が興行収入であり、アリーナとしての品格を保ちつつアリーナ運営をしていくことが収入の源泉となります。よって、アリーナにそぐわない市民利用については規制をして頂くようお願いします。	
2	要求水準書	12	2	2.1	2.1.1	(1)	a			メインアリーナにおけるスポーツ催事以外のコンサート 等開催についての制約はありますか	具体的な制約はありませんが、要求水準書2.1.1本施設の設置趣旨に相応しい内容としてください。
3	要求水準書	12	2	2.1	2.1.1	(1)	b		本施設の設置趣旨	歴史ある横浜のスポーツ文化とはどういうものですか	横浜市は、開港以降に海外から様々なスポーツが 導入され、テニス、ラグビー、競馬等の多くのスポーツ文化の発祥の地となっています。 また、横浜文化体育館は、1964年の東京オリンピック会場になるなど、技を競うことに加え、健康増進や社交等の機会として、長年にわたり市民に親しまれてきました。 横浜市スポーツ推進計画等を参考に「歴史ある横浜のスポーツ文化」を読み取っていただき、ご提案に反映してください。
4	要求水準書	12	2	2.1	2.1.1	(2)	a		豊かな市民生活の	利用規定は現行の文化体育館と同じ考えでよろしいで	http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/sports/sport s-plan/sports-plan-2013.3.pdf ご利用にあたっての手続きは、現行の利用案内を
									ためのスポーツの拠 点形成	しょうか。 現行の利用規定がございました参考にしたく お示しください。	基本とします。現行の利用案内については、下記 URLをご確認ください。
											<参考:横浜文化体育館 利用案内> http://www.yspc.or.jp/buntai_ysa/category/riyo.html
											利用区分や利用料金の考え方は、要求水準書別 紙15及び16を参照ください。
5	要求水準書	13	2	2.1	2.1.3		a		周囲の景観及び環境への配慮	「横浜市公共事業景観が小うインに則った計画とし」とあります。が小うインの「段階別の景観形式の進め方」で「庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取」とあるが庁内関係課との協議は提案時は難しいと思われます。落札後、庁内関係課との協議の結果追加となる内容が発生した場合の費用はどのようになるでしょうか	建築計画の検討にあたっては、横浜市公共事業 景観ガイドラインに則った計画を提案してください。 落札後、市の事由により、横浜市公共事業景観ガ イドラインに定めのない追加的業務が発生した場 合の費用の負担は、別途協議します。
6	要求水準書	15	2	2.2	2.2.4				地盤状況等	「旧横浜総合高校敷地については基礎及び杭を含め施設を解体・撤去した後の引渡」とありますが、地中障害の範囲が別紙8によると敷地全体に渡り・・・とありますが、範囲及び数量が明確になっていないため実費精算になりませんでしょうか	PFI事業者が負担するものとします。
7	要求水準書	15	2	2.2	2.2.4				地盤状況等		
8	要求水準書	15	2.	2.2.	2.2.4	(2)			地盤状況等	土壌汚染対策は、施工に必要な範囲のみ行うものとし、区域の指定の解除を目指すものではないという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	15	2.	2.2.	2.2.4.				地盤状況等	業での解体工事はないものと考えて宜しいでしょうか。 また杭引抜き後の地盤は軟弱となるため地盤改良まで	上段は、要求水準書の5.2.2.(P.51)のaに記載しているとおりです。下段は、要求水準書の2.5.(P.30)のとおり、構造耐力上十分に安全な計画とするため、必要に応じてPFI事業者が地盤改良を行ってください。
10	要求水準書	15	2.	2.2.	2.2.4.				地盤状況等	回質疑回答No.10において「土壌汚染の深度(建築物の下端からの深さ)を平均5m以上に設定して土壌汚染対策を計画してください。」とありますが、汚染対象物が重金属と判明していることから表層から1.0m以上の深度に存在する可能性は少ないと思われます。「建	入札説明書等に関する質問および回答(第一次)の(様式1-2)「横浜文化体育館再整備事業」要求水準書に関する質問書のNo.10で回答したとおり、土壌汚染の深度(建築物の下端からの深さ)を平均5m以上に設定して土壌汚染対策を計画してください。調査によりその範囲を超える部分にも土壌汚染が判明した場合の負担については、別途協議とします。
11	要求水準書	16 28 別紙 9,10	2	2.3	2.3.2		d		防災備品	防災備品(7,500人*3日分)を調達しとありますが、 2.4.4(6)防災備品倉庫では座席数分の人数とあります、7,500人*3日分で宜しいでしょうか	メインアリーナ、サブアリーナの合計座席数分となりますので、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	1.	I 1 1	1.1.1.	該当		•	項目名	質問内容	回答
12	要求水準書	16	2.		2.2.4.	(1)	a	(d)	地盤状況等	「土壌汚染対策及び地中障害物の撤去」について「合理的に判断できる範囲」は市又はPFI事業者によって捕らえ方が変わります。「掘削範囲内に障害物がある場合」など、具体的にご指定願います。	要求水準書で示す各種資料に記載されている情報から判断できる範囲で提案してください。
13	要求水準書	17	2	2.3.	2.3.5		i		環境管理計画	本案件は敷地条件が厳しく、CASBEE-Sランク要件を満たすためには太陽光パネルの設置等追加建設コストが発生します。更に、太陽光パネル等の設置に伴い将来の維持管理コストも発生・増加することになるため、CASBEE-Aランク以下に要件を緩和していただけないでしょうか?	要求水準書の通りとします。
14	要求水準書	18	2	2.4.	2.4.1	(2)			建物規模	延床面積の削減は建設コスト削減に大きく寄与するものと考えられるため、マイナス5%以上の削減を認めていただけないでしょうか?	要求水準書の通りとします。
15	要求水準書	19	2.	2.4.	2.4.2.	(3)	i		メインアリーナ	車いすバスケットボールやゴールボールなどの多様な 障害者スポーツ大会を想定されていますが、車いす競 技専用コートは備品としての調達は不要と考えて宜し いでしょうか。または、各競技のスポーツコートを兼用 することも可能でしょうか。	要求水準書を満たしている上で、専用コートを調達いただくことも、他競技のスポーツコートを兼用することも可能です。いずれの場合も、支障なく安全に使用できるよう保守管理を行ってください。
16	要求水準書	20	2.	2.4.	2.4.2.	(4)	С		メインアリーナ 観客席	ブロー成型品背座パッド付の観客席は、ただし書きの 内容(ただし、クッション性のある)に合致していると 考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の2.4.2.(P.20)の(4)のcにある要件を すべて満たした観客席であれば、ご理解のとおり です。
17	要求水準書	20 25	2.	2.4.	2.4.2. 2.4.3.	(4)	d e f		メインアリーナ サブアリーナ 知文空	座席数には車椅子席もカウントして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	26	2.	2.4.	2.4.3	(9)	a		<u>観客席</u> 更衣室	シャワー、足洗い場…は6チームが同時利用しても支障のない数量となっていますが、一般的な市民利用アリーナと比べ過剰な数量となってしまいます。サブアリーナ、武道場それぞれ最低2チームが同時利用でき、複数チームの共用利用や時間帯をずらしての利用も考慮した数量の計画として宜しいでしょうか。	第一次質問 要求水準書に関する質問書No.23回答の通りです。 対戦相手以外との共用利用や利用時間帯の工夫なども踏まえてご提案ください。
19	要求水準書	26	2.	2.4.	2.4.3	(9)	a		更衣室	足洗い場はシャワーを兼用することで利用上支障がないと考えられるため不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の通りです。 足洗い場は、シャワーを使用しない武道利用者の 使用を想定しており、シャワー利用者と動線が重な らないようにするため、兼用できません。
20	要求水準書	26	2.	2.4.	2.4.3	(9)	a		更衣室	更衣室内の付帯トイレについては、選手用トイレを更衣 室の外に設ける計画としても宜しいですか。	ご提案の通りです。 選手と観客者等用のトイレを別に設け、動線を分けた計画であれば可能です。
21	要求水準書	27	2.	2.4.	2.4.3	(9)	С		監督室	監督室の位置は更衣室内、又は隣接場所となっていますが、利用上支障がない場合は選手控室に隣接した位置に計画して宜しいでしょうか。	ご提案の通りです。 要求水準書を訂正します。
22	要求水準書	27	2.	2.4.	2.4.4	(1)	a		ロビー(観覧者待機 スペース)	入口に面した屋外のテラスや広場、ピロティ等も見込ん	大会や興行等が行われる施設のロビー(屋内空間)について望ましい要求水準を示したものであり、屋外空間は対象外となります。
23	要求水準書	28	2	2.4.	2.4.4	(6)			防災備蓄倉庫	防災用品(非常食・飲料水等)は、賞味期限があり定期 的な更新が必要となります。防災用品の備蓄は、貴市 の防災上の目的であること、更新費用の事業者負担は 事業運営上大きな負担となることから、更新費用は貴 市の負担としていただけないでしょうか?	
24	要求水準書	30	2	2.5.	2.5.1		b		耐震性能	耐震性能を確保するためには、建物構造を強化する 必要があり、その結果として追加建設コストが発生する ことになりますので、用途区分係数を緩和していただけ ないでしょうか?	
25	要求水準書	32	2	2.6.	2.6.1	(9)	е		構内情報通信網整備	将来的に通信網設備の規格が民間事業者の予期できない範囲で大きく変わった場合には、設備更新の必要性が出てくると考えられます。通信網設備の規格変更は、PFI事業者の帰責事由に該当しない要因であるため、設備更新に係る費用は貴市にて追加負担していただけないでしょうか?	
26	要求水準書	33	2	2.6.	2.6.1	(17)		(a)	映像設備	年間の実利用回数を想定すると、センタービジョンの 設置及び維持コストは非常に高額なものとなるため、廃 止又はレンタルによる設置も可としていただけないで しょうか?	要求水準書の通りとし、廃止することは認めません。ただし、興行利用も前提とした施設の特性を踏まえたうえで、同等以上の規模、性能、操作性等を有すると市が認めた場合は、代替品を認めます。リース方式による調達については、リース方式を採用することにより要求水準に比して性能の高い什器備品の調達が可能になる場合や多くの什器備品が調達できる場合及び事業期間において什器備品の更新が円滑に行える場合などにおいて、リース方式での調達を認めます。ただし、リース方式で調達する場合、事業契約期間が終了した段階で、市の指示により必要な什器備品については、PFI事業者の負担で所有権を市に移転することとします。
27	要求水準書	33	2	2.6.	2.6.1	(17)		(b)	映像設備	年間の実利用回数を想定すると、リボンビジョンの設置 及び維持コストは非常に割高であると考えられるため、 廃止としていただけないでしょうか?	

No.	資料名	頁	1.	1.1.	1.1.1.	該当		т́ (а)	項目名	質問内容	回答
28	要求水準書	33	2.	6.	1.1.1.	(17)				各アリーナの映像を相互に放映するのではなく、大会スケジュールにあわせた開催場所や開催時間の表示での対応で十分ではないでしょうか	メインアリーナ施設及びサブアリーナ施設を一体的に利用する場合にも、一方の施設の利用状況等が表示できることを想定しています。映像装置の仕様や設置場所については提案事項とします。
29	要求水準書	44	4	4.2	4.2.1	(2)	a		その他調査	設計・建設に当たって必要な調査とありますが、特に地盤調査については、事業契約(本契約)締結後、すぐに着手できるとの理解でよろしいでしょうか?貴市が行う旧横浜総合高校敷地の基礎及び杭など解体・撤去のスケジュールを明示下さい。	
30	要求水準書	44	4	4.2.	4.2.3		е			5案程度提案すること、とされておりますが、いつまでに 提案すればよろしいでしょうか?	要求水準書の4.2.3.(P.45)のdに記載されている、 基本設計時に、提案してください。 具体的な提出期限は、市とPFI事業者で協議の 上、決定します。
31	要求水準書	44	4	4.2.	4.2.3		h				ロゴは、建物名称決定後、速やかに提案してください。公募の必要はありません。
32	要求水準書	51	5	5.2.	5.2.3		b		什器備品設置業務	今後事業期間においてルールに大きな変更が生じ、 調達済の備品が新ルールに対応しなくなった場合の 再調達が必要になると考えられます。ルールの変更 は、PFI事業者の帰責事由に該当しない要因であるた め、再調達に係る費用は貴市にて追加負担していただ けないでしょうか?	市の事由により什器備品の更新を指示した場合を除き、什器備品の更新に係る費用はPFI事業者の負担となります。
33	要求水準書	60	7	7.2.	7.2.3				小破修繕業務		第一次質問 要求水準書に関する質問書No.43では、「什器備品の更新も小破修繕業務に含まれます。」と回答しましたが、200万円以上の什器備品も想定されることから、小破修繕業務及び一般修繕業務に含まれることから訂正します。また、要求水準書も修正します。
34	要求水準書	61	7.	7.2.	7.2.2.	(3)	i	(a)	i 防災設備	施設内に消防法上の防災センターが設置される場合 等、状態として有人警備の必要が発生しますが、よろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	65	7.	7.2.	7.2.6.	(3)	d		(3) 要求水準	警備品質確保のために有人警備に際しては警備資格者(検定資格保持者等)の配置を予定しておりますが、資格水準については提案事項という理解でよろしいでしょうか。横浜市の求める水準はございますでしょうか。	提案事項とします。
36	要求水準書	65	7.	7.2.	7.2.6.	(3)	d		(3) 要求水準	機械警備の設置、対応、巡回等については、全て提案 という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	65	7.	7.2.	7.2.6.	(3)	е		(3) 要求水準	催事開催時に、主催者と共用部の警備仕切りは都度 協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	67	8	8.1	8.1.3				8.1.3実施体制	修繕業務責任者は常駐しなければならないですか。また、修繕業務担当者は他の責任者・担当者との兼務は可能ですか	
39	要求水準書	72	9	9.1	9.1.6	(1)	a		光熱水費	用者が誰であれ、基本的に受益者負担の原則で実費	メインアリーナにおける光熱水費を、室の利用料金とは別に徴収することを認めます。ただし、興業及び営業宣伝以外(スポーツや文化の大会利用等)の利用日100日の料金体系及び付帯設備料金は、市民が利用しやすいよう、現行と同程度としてください。現行の横浜文化体育館の料金体系及び付帯設備料金は、要求水準書別紙16表3を参照してください。
40	要求水準書	72	9	9.1.	9.1.6		a		光熱水費	将来光熱水費の高騰が発生した場合には、光熱水費 の負担について貴市と協議をさせていただけないで しょうか?	水光熱費は、消費者物価指数の変動に対応し、 サービス対価B-1及びB-2の改訂を行います。第 一次質問 事業契約書(案)に関する質問書No.47 の回答を参照ください。
41	要求水準書	73	9	9.2.	9.2.2.	(1)	е			第1回質問において、システム改修費等についてはシステム運用事業者と調整とありました。問い合わせたところ市民局からでないと改修について話ができなということでした。予算計上の考え方はいかがすればよいでしょうか。	が判明しなければ、システム改修費の算出は困難な状況です。
42	要求水準書	80	9	9.3	9.3.2		a		利用者支援業務		載しているとおり、施設利用者並びに来館者の利便性の向上を図る内容を提案ください。 民間収益施設は、入札説明書の別紙1(P.53)にあ
43	要求水準書 (別紙9·10)	32 34	別紙9· 10						施設	県条例でも禁煙施設の対象となり、厚生労働省のたば こ白書でも屋内の100%禁煙を目指すべきとしているな かで、健康増進施設である体育館に室内喫煙所は必 要ないのではないでしょうか。	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」は、受動喫煙を防止することが目的の条例です。室内喫煙所は、屋外で喫煙することによる近隣への影響を防ぐために必要な諸室です。
	要求水準書別紙	34	別紙10						駐車場等	「諸室群」その他の駐車場等の「特記事項」に「地上設置で平面式を想定する。」と記載がありますが、「想定」ですので必須条件ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁				該当	箇所		質問内容	回答
	要求水準書	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1. 別紙14	1.1.	1.1.1.	(1)	a (a) 項目名 //	単同ド7年 卓球以外の競技で使用。最大でバトミントン公式コート	
	別紙14	//	为5州414					// その他 得点板 多目的兼 用型DS0731000 20台	12面のため12台で十分ではないでしょうか	卓球を含め様々な競技・大会での使用を想定しています。
	要求水準書 別紙14	//	別紙14					// 卓球フェンス運搬車 200台	卓球フェンス800枚、1台40枚掲載可能なため、20台で 十分なのではないでしょうか	ご指摘の通りです。 要求水準書を訂正します。
	要求水準書 別紙	52	別紙14					(メインアリーナ) 【バスケットホ゛ール】 スナップ。スホ゜ーツ	コートがスナップスポーツ/セノーとなっていますが、 FIBA公認の製品ではないと思われます。他のFIBA公 認の製品に変更しても宜しいですか。	ご理解のとおりです。 要求水準書別紙14(P.50~P.53)はあくまでも参 考で示したリストになります。リストの記載の有無に 関わらず、提案する施設(床仕様を含む)や事業に 合わせて、必要な什器備品を整備してください。
	要求水準書別紙	52	別紙14					(メインアリーナ) 【フットサル】	コートの項目がありませんが、床はスポーツコート又は フローリングパネルを調達すると考えて宜しいでしょう か。	要求水準書の通りです。要求水準書2.4.2(3)g を 参照ください。
	要求水準書別紙	52	別紙14					(メインアリーナ) 【バスケットホール】 スナップ、スポーツ 【ハ゛トミントン】 ハ゛トミントンマット	メインアリーナの床に仮設木製フローリングパネルを導入する場合は左記スポーツコートの調達は不要と考えて宜しいでしょうか。	仮設木製フローリングパネルにて要求水準書の内容が対応可能な競技については、専用コートの調達を行わない提案を可能とします。 なお、メインアリーナは同じ競技であっても、大会によりコート数や配置が異なるため、柔軟な対応が必要となります。
	要求水準書 別紙14	52	別紙14					体育器具リスト(メインアリーナ施設) 卓球台カバー(メインアリーナ20枚、体育室10枚)	は不必要ではないでしょうか	傷や汚れ防止などの対策をご提案ください。 同等 以上の管理をする場合は、この限りではありませ ん。
51	要求水準書(別紙14)	52 53	別紙14						現文体を壊す時に山台等の使用可能なものを移設することは考えられますでょうか?	要求水準書を満たした上で、現在の横浜文化体育館の什器備品類で使用可能なものも移設することは可能です。
52	要求水準書(別紙14)	52 53	別紙14						卓球台カバーは屋根付き倉庫において、運用上使用 するのは現実的でないため、必要ないとしてよいでしょ うか。	
53	要求水準書(別紙14)	52 53	別紙14					メイン・サブアリーナ 施設(体育器具リスト)	電光掲示板は多数備品にあるので、多目的大型得点 板はプロ等のセンターコート使いの1面使用時の分とし て、メイン・サブそれぞれ1組ででもよいでしょうか。	ご提案を踏まえ、要求水準書を修正します。 多目的大型得点版はメイン・サブそれぞれ1組とし、リース調達も可とします。 リース方式による調達については、リース方式を採用することにより要求水準に比して性能の高い什器備品の調達が可能になる場合や多くの什器備品が調達できる場合及び事業期間において什器備品の更新が円滑に行える場合などにおいて、リース方式での調達を認めます。 ただし、リース方式で調達する場合、事業契約期間が終了した段階で、市の指示により必要な什器備品については、PFI事業者の負担で所有権を市に移転することとします。
54	要求水準書(別紙14)	52 53	別紙14						スナップスポーツやタラフレックスは使用頻度が低く、メインとサブで同時に使うことは想定できないため、兼用ということでもよいでしょうか。	
55	要求水準書(別紙14)	52 53	別紙14					メイン・サブアリーナ 施設(体育器具リスト)		様々な大会・イベントの開催にあたり、効率的・効果的に使用できる方法をご提案ください。
56	要求水準書	別紙 14	別紙14					什器•備品一覧	メインアリーナ・サブアリーナの2つを同時に使用する 規模のスポーツ大会を開催する機会は稀なため、体育 器具の兼用を可としていただけないでしょうか?	数か所会場及び複数日開催の大会の集約化や、 大規模大会の開催など、メインアリーナとサブア リーナの同時利用を想定しているため兼用はでき ません。 ただし、市民大会等の安価な利用において、施設 管理者の負担(利用者負担なし)により用意するこ となどの条件整理によっては協議に応じます。
	要求水準書別紙	53	別紙14					(サブアリーナ) 【卓球】 卓球台	数量が60台となっていますが、コート22面利用のため 22台と考えて宜しいでしょうか。 また、22台としてよい場合、フェンスの数量等も22面分 に減じて宜しいでしょうか。	要求水準書の通りです。 卓球台は、最大60台配置を想定しています。
	要求水準書別紙	53	別紙14					(サブアリーナ) 【卓球】 審判台	数量が60台となっていますが、公式戦での使用と考えて22台の調達として宜しいでしょうか。また、22台の調達では宜しくない場合、卓球台60台にすべて審判台というのは実際には考えづらいので、卓球台60台を使用する場合はスタッキングチェア等で対応でもよいでしょうか。	ご指摘の通りです。 審判台は22台とし、要求水準書を訂正します。
	要求水準書 別紙	53	別紙14					(サブアリーナ) 【卓球】 卓球フェンス 運搬車 大型	数量が200台となっていますが、フェンスの数量から20台と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問書No.46を参照してください。

(様式1-2)「横浜文化体育館再整備事業」要求水準書に関する質問書

No.	資料名	頁				該当	箇所		質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a (71. 1. 7.	
	要求水準書別紙	53	別紙14					(サブアリーナ) 【ハンーホール】 タラフレックス 【ハ'スケットホール】 スナップ [*] スホ [°] ーツ 【ハ'トミントン】 ハ'トミントンマット	サブアリーナは市民利用が主であり、床は木製フローリングで十分かと考えられます。ただし、メインアリーナのできるまでの4年間を考慮し左記スポーツコートはメインアリーナと兼用利用すると考えて宜しいでしょうか。	が可能となることが条件です。競技可能であれば
	要求水準書 別紙14	53	別紙14					体育器具リスト(サファリーナ) 卓球兼用型審判台 60台	審判台は公式戦でのみの使用と想定されるため、公式 戦の卓球台の配置数22台で十分ではないでしょうか	要求水準書に関する質問書No.58を参照してください。
62	要求水準書 別紙14	53	別紙14					体育器具リスト(サファリーナ施設) 卓球台カバー60枚	卓球は利用頻度が高いことが想定されるため、カバーは不必要ではないでしょうか	卓球台を毎回60台使用することは想定していません。傷や汚れ防止などの対策をご提案ください。同等以上の管理をする場合は、この限りではありません。
63	要求水準書 (別紙14)	53	別紙14					サブアリーナ施設 (体育器具リスト)	ボクシング用具一式は要求されていませんが、なくても 良いということでしょうか。また、現文体を壊す時に移設 することはできますでしょうか?	
64	要求水準書 (別紙14)	53	別紙14					サブアリーナ施設 (体育器具リスト)	スナップスポーツはBリーグでも使用しない方向と聞いてますが、国内仕様のサブアリーナで他に使う想定はありますでしょうか。	提案する床仕様に合わせ、要求水準に示す競技 種目が実施可能となることが条件です。競技が実 施可能であればスポーツコートの調達を不要とす ることも可能です。
65	要求水準書 (別紙14)	53	別紙14					サブアリーナ施設 (体育器具リスト)	畳の運搬台は性能から考えて、25枚/1台で換算して、武道場16台、サブアリーナ32台に減らしてもよいでしょうか。	運営上、支障が生じた際には、必要数を増加する ことを条件として可能です。
66	要求水準書 (別紙15)	54	別紙15					利用区分の考え方	サブアリーナの武道場は原則現行ホールの利用区分を使用するとのことですが、武道場の利用方法はアリーナとはことなるので、利用しやすい時間区分への変更は可能でしょうか。	市の承認を得ることを条件として、変更は可能です。大会利用や一般利用を踏まえて提案してください。
67	要求水準書(別紙15)	54	別紙15					利用区分の考え方	サブアリーナの多目的室は原則現行平沼記念レストハウスの利用区分を使用するとのことですが、現行の4号室を基本と考えて良いでしょうか。	
	要求水準書 別紙16	55	2.	1.				利用料金の単価	サブアリーナ施設の武道場利用料金は1㎡・1時間当りの料金を基本に提案するとあるが、武道場の料金が他の同様な施設に比べ非常に安価になってしまうため、県立武道館同等の料金設定はできないでしょうか	
69	要求水準書 (別紙16)	55						利用料金の単位	アリーナ+観覧席面積で計算する料金は、観覧席面積というのは固定観覧席の面積ということでしょうか。	要求水準書の2.4.2.(P.20)の(4)に該当する観覧席 あるいは、要求水準書の2.4.3.(P.25)の(4)に該当 する観覧席の面積を示します。ただし、メインアリー ナ内あるいはサブアリーナ内にある観覧席につな がる通路であれば、面積に参入してかまいません。
70	要求水準書 (別紙16)	55						利用料金の単位	要求水準に示されている利用用金の区分は「大会(入場料を徴収しない場合)平日・土日祝日」「大会(入場料を徴収する場合)」「大会準備」になっていますが、現行のように「大会(入場料を徴収する場合)」の「平日」「土日祝実」料金や「興行」「非興行」区分等を設けることも可能でしょうか。	収入の試算方法については、PFI事業者の提案事項とします。

(様式1-3)「横浜文化体育館再整備事業」モニタリング基本計画に関する質問書

No.	資料名	頁				該	当箇所	質問内容	回答		
INO.	貝村石	只	1.	1.1.	1.1.1.	a	項目名	貝印門台	四行		
1	モニタリング基本計画	24	4.	4.2.	4.2.4.			エージェント手数料等が変わってくるものと考えておりますので、現時点において貴市が金融機関に対して期待する具体的な業務内容をご提示頂きますようお願い致します。なお、金融機関による問題点の有無等の分析は、資金収支において予算と実績に乖離が生じている場合のみに実施する必要があるとの認識です	ングを有効なものとするために、金融機関が独自に 実施する収支の確認との連携を想定しています。市 がモニタリングの結果、乖離があると判断した場合に		

(様式1-4)「横浜文化体育館再整備事業」落札者決定基準に関する質問書

No.	資料名	頁	1. 1	.1. 1.1.1.	該当箇所 【(1)】 項目名	質問內容 回答
1	落札者決定基準	別紙			審査の視点	様式5の業務提案書類は、基礎審査のみの対象であり、性能点の審査対象とはならないという理解でよろしいでしょうか。

(様式1-5)「横浜文化体育館再整備事業」様式集に関する質問書

N	7/101 H	<u></u>		該当箇所		经田本本	□ lehr
No.	資料名	頁	様式番号	様式名	項目名	質問内容	回答
1	様式集	6	共通	共通	ページ数	各様式で注記(※)にてページ数が制限されているものと、適宜枚と記載されているもの、ページ数について注記のないものがありますが、ページ数について注記のないものについては適宜枚と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	6	共通	共通	様式	"各様式は、本様式集を参考に各自制作すること"と記載がありますが、様式集記載の表の記載のある様式については表の様式は変更せずに使用し、用紙のフレームデザイン等については各自制作可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集		様式7-7-3	SPC長期収支計画表及び サービス対価支払い予定 表		PIRR、EIRR、LLCRの計算式をご提示頂きますようお願い致します。	PIRRについては、平成29年度から平成50年までの元利返済前キャッシュフローの初期投資に対するIRRとしてください。ここでの元利返済前キャッシュフローとは、当期ネットキャッシュフロー(21行目行)+借入金返済合計(18行目)+支払利息(※様式7-7-1、様式7-7-2を参照すること)を指し、初期投資とは、設計費+調査費+土壌汚染対策費+工事監理費+工事費+解体工事費+SPC設立関連費(※すべて様式7-6-1、様式7-6-2を参照すること)とします。 EIRRについては、平成29年度から平成50年までの配当(22行目)の出資金(12行目)に対するIRRとしてください。 LLCRについては、平成32年度から平成50年までの元利金返済前キャッシュフローの現在価値合計額÷借入元本としてください。
4	様式集		様式7-6-1 様式7-6-2		(2)資金調達計画の出資金 (3)出資金明細表	募集要項において本事業のSPCの組成は、1つとなっていますが、様式7-6-1・様式7-6-2両方の様式において出資金を記載する項目がありますが、記載は一方で宜しいでしょうか。または、出資金を1/2ずつ記載するのでしょうかご教示下さい。	様式7-6-1に記載下さい。
5	様式集	5	様式9-2	設計建設図面集	提案図面一覧表 日影図	日影図については、時刻日影図、等時間日影図等の 指定はあるでしょうか。また、本計画地は商業地域のため日影規制はありませんが測定時間、測定面等の設 定はどのように考えれば宜しいでしょうか。	様式集「第2の3の(9)オ」に記載の通り「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に準拠して作成してください。 〈参考:横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集 p.89,90 > http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/gene/soudan/jourei/joureikannkeisyu-all.pdf
6	様式集	5	様式9-2	設計建設図面集	提案図面一覧表 民間収益施設に関する各 階平面図、断面図	民間収益施設が分棟の場合は、様式9-2ケa.b.のみとし、他の提案図面(構造計画、設備計画など)の内容は不要と考えてよろしいですか。	民間収益施設が分棟の場合は、様式9-2の提案図面 一覧表に記載されている図面すべてを提出してくださ い。
7	様式集	5	様式9-2	設計建設図面集	設計建設図面集 透視図	各種透視図には民間収益施設も入れる必要があるで しょうか。提案と考えて宜しいですか。	必要に応じてご提案ください。

(様式1-7)「横浜文化体育館再整備事業」民間収益事業基本協定書(案)に関する質問書

No.	資料名	頁	第1条 1	該当箇所 項目名	質問内容	回答
1	民間収益事業基本協定書(案)	5	第10条 1		「当該民間収益事業の継続が困難となった場合は、落 札者は、当該民間収益事業を実施する代替事業者を 確保しなければならない」とありますが、民間収益事業 破綻時にPFI事業者が負うリスクはないものと考えて宜 しいでしょうか。民間収益事業の終了は、PFI事業に係 る事業契約の解除理由には該当しない認識です。	

No.	資料名	頁	folio a ba			該当箇所	質問内容	回答
	事業契約書	6	第1条 第7条	3	(1)	a 項目名	現時点において本事業において想定されている財政上及び	現時点で、当市にて想定している財政上及び金融
1	事未失於]音 (案)	U	· 知 本	J			金融上の支援はございますでしょうか。なお、当該金融上の支援を活用する場合に、ブレークファンディングコスト等の追加的な費用が発生する場合には、貴市にてご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	上の支援はありません。
2	事業契約書(案)	11	第21条	6			本項に規定される「追加的な費用又は損害」を始めとして、本契約内で規定される追加的な費用又は損害は、合理的な範囲の金融費用を含むものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	13	第29条	1		建設業務に係る保険	事業契約別紙3によると、建設業務に関して「生産物賠償責任保険」の付保が義務付けられておりますが、他のPFI案件では、「生産物賠償責任保険」の付保は任意とされているケースが多いですので、付保は任意としていただけませんでしょうか?または、付保条件を任意としていただけませんでしょうか?	当該保険の機能を代替する方法が別にある場合に は、当該保険への加入は不要です。 ただし、その代替案が当該保険を十分に代替するも のであることをお示しください。代替案が不十分であ ると市が判断した場合には当該保険への加入を必 須条件をします。
4	事業契約書(案)	14	第31条			工事に伴う各種調査等	入札説明書等配布されている資料では、既存建造物のアスベスト使用状況やPCBの存在が明確になっておらず、事業者としては解体費用を見積もることが出来ない状況です。建物解体時にアスベストやPCB等建物に係る瑕疵が判明した場合には、貴市で費用負担していただけないでしょうか?	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	19	第43条	3			本項の規定に基づき、維持管理・運営期間が短縮された場合、サービス対価A-1及びA-2の支払方法は変更されますでしょうか。変更されうる場合、どのように変更されるかご教示頂きますようお願い致します。	引渡日が遅延した場合のサービス対価A-1、A-2の支払い方法は、実際の引渡日に応じて、変更することを予定しています。具体的な方法については、PFI事業者との協議を踏まえ、最適な方法を選択することを想定しています。
	事業契約書(案)	19	第44条	2			本項に従い、PFI事業者が遅延損害金を支払う場合、市に実際に発生した損害額が当該遅延損害金の額を下回っている場合には、PFI事業者は当該遅延損害金以外に負担する金額はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	19	第45条	2			「市は、当該一時中止がPFI事業者の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力による場合を除き、PFI事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う追加的な費用を必要としたとき、又はPFI事業者に損害を及ぼしたときは、合理的な範囲で、これらの追加的な費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。」と規定頂いておりますが、公租公課、金融関連費用等、その支払時期及び金額に合理性があるものについては、当該費用の支払期限までに貴市からPFI事業者に対してお支払い頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	
8	事業契約書(案)	20	第48条	1			引渡は、サービス対価支払の要件であり、金融機関からの資金調達にも必要となると考えられますので、引渡時には貴市より引渡を証する書面を出状頂きますようお願い致します。	引渡し時に市より引渡しを受けたことを証する書面を発行することとします。なお、当該書面の内容については、市及びPFI事業者の協議により定めるものとします。
9	事業契約書 (案)	22	第53条	2	(5)		法令変更による要求水準の変更に係る規定は不要でしょうか。	法令変更による要求水準の変更は第53条第1項を 参照してください。
10	事業契約書(案)	27	第73条				運営収入については、PFI事業者から委託を受けた運営企業が徴収することも可能と考えて宜しいでしょうか。	本施設は公の施設であり、地方自治法上、利用料金収入の徴収は、本施設の指定管理者であるPFI事業者がその権限を有しているため、PFI事業者から委託を受けた運営企業が利用料金を直接収受することはできません。ただし、事実行為として運営企業が利用料金の徴収事務を実施することは可能です。また、PFI事業者と運営企業が、利用料金収入と連動して委託費を支払う形態の委託契約を締結することは可能です。
11	事業契約書 (案)	30	第81条	1			「本施設の出来高部分(設計図書の出来高部分を含む)。」には、工事監理費、金融関連費用等の設計・建設期間に必要な経費も含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	

No.	資料名	頁	第1条	1			箇所 項目名	質問内容	回答
12	事業契約書(案)	31	第83条				違約金等	ンアリーナの運営収入のダウンサイドのリスクは、すべて事業者が負うと解釈されますが、8年先から供用開始され、その後、約15年の長期にわたり運営していく事業におけるダウンサイドのリスクを予想できないリスクも含め、すべて事業者が負うことについては、合理性に欠けると言わざる得ません。ダウンサイドのリスクへッジをするためにも、提案した運営収入の見込みが、予想できない物価変動や時代のニーズの変化等々の多大な影響により、明らかに運営収入の見込みが立たず、運営自体が赤字になることについて合理性があるときには維持管理・運営部分について、違約金なし解除できるよう規定する条文の追加をお願いします。(管理面の業務要求に鑑みて、管理・運営に相当のコストが掛かるのは自明であり、固定的な費用については削減・効率化も限界があります。その場合最大の努力をしても採算の改善が見込めないと判断した場合、契約解除ではなく契約変更の考えを整理したいと考えます)	メインアリーナ施設の運営については、興行利用については特段の利用用途を制限しておらず、PFI事業者の裁量としていること、また市民利用については低額ですが安定した稼働が見込めることとなっています。よって、メインアリーナの稼動及びそれに伴う運営収入についてはPFI事業者のコントロール下にあることから、その減収リスクについてもPFI事業者が負うことが前提と考えます。その上で、ご指摘の将来における物価の変動については、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでは、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでは、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでは、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでは、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでは、必ずしもPFI事業者がリスクコントロールでもありではないとの判断から、一定の範囲でサービス対価の見直しを行うことは想定しています。他方、時代のニーズの変化等で興行等の市場が縮小してしまった場合には、そもそもメインアリーナ施設のあり方そのものを見直すことが必要な状況であると考えます。その場合には、要求水準の変契約解除などさまざまな対応が考えられますが、運営条件等が大幅に変更される可能性がありますので、PFI契約を終了し、改めて指定管理者等を公募することが基本となると考えています。この場合の契約解除において、ただちに違約金の対象となるかについては、議論の余地があると考えますが、PFI事業者の業務実施状況等を踏まえて判断することになると考えます。
13	事業契約書(案)							浜文化体育館(武道館)である為、地方自治法における【公の施設】の定義から管理運営を指定管理者に委ねることは理解	本市としては、本市のスポーツ政策の推進のための位置づけがあることから、メインアリーナ施設及びサブアリーナ施設を、公の施設として位置づけることとしています。
14	事業契約書(案)	31	第83条	2			違約金等	(1) (2) 設計・建設・工事監理と維持管理等の対価の総額が対象となり効力が発生してしまうのでしょうか。その場合事業者に過度の負担となってしまうため、サブアリーナ施設引渡からメインアリーナ施設引渡の期間はサブアリーナ施設及びメインアリーナ施設毎の設計・建設・工事監理の対価の総額の100分の10に相当する額、当該解除された日が属する事業年度に支	しが完了する前の契約解除の場合は、設計・建設の対価の総額の10/100とし、本施設すべての引渡しが完了した後の契約解除の場合は、維持管理等の対価の総額の10/100としておりますので、設計・建設・
15	事業契約書 (案)	31	第83条	2	(1)			設計・建設・工事監理の対価の総額の100分の10とされておりますが、サブアリーナ施設の引き渡し後は、違約金の対象からサブアリーナ施設の設計・建設・工事監理の対価は除外して頂けませんでしょうか?	メインアリーナ施設及びサブアリーナ施設の双方の完成が本事業における設計業務・建設業務・工事監理業務のミッションであることから、違約金の対象には、サブアリーナ施設の引渡し後であってもサブアリーナ施設の設計・建設・工事監理の対価を含めるものとします。
16	事業契約書(案)	31	第83条	2				の引渡後、メインアリーナの引渡前の期間については、違約金をメインアリーナに係る設計・建設の対価の10%及び当該解除の年度のサブアリーナに係る維持管理等の対価の10%として頂けないでしょうか。	後段の質問については、事業契約書代83条第2項
17	事業契約書(案)	31	第83条	3				「市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる」とありますが、履行保証保険が付保されている場合には、基本的にはまずは保険金請求請求がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	別紙7	50		1	(1)		サービス対価の構成	サービス対価は、PFI事業者の設計・建設の対価、維持管理・ 運営の対価及び修繕の対価から構成される。とありますが、本 事業は維持管理・運営業務がたきにわたっており、施設も複数 (サブアリーナ施設及びサブアリーナ施設)のため、減額等の 対象はサービス対価の支払い項目(サービス対価B-1、B-2、 C-1、C-2)ごととして頂けないでしょうか。	ことを想定しています。
	事業契約書(案)	55	別紙7	1	(2)	ゥ		「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	
20	事業契約書(案)	56	別紙7	1	(2)	工		「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。

	20.1.1.1					該当	筒所		
No.	資料名	頁	第1条		(1)	a	項目名	質問内容	回答
21	事業契約書(案)	57	別紙7	1	(2)	オ		「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
22	事業契約書(案)	57	別紙7	1	(2)	力		「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」とありますが、「市は、四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等により、業務の完了について確認し、その結果を <u>四半期の最後の業務報告書(月次業務報告書及び四半期業務報告書)等を</u> 受領した翌日から10日以内にPFI事業者に通知する。」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
23	事業契約書 (案)別紙8	63	第69条 第1項関 係		(2)	P	改定の対象	建設業務における物価変動に伴う対価の改定請求は残工事について行われますが、本事業ではサブアリーナ、メインアリーナの建設時期が大きくずれることから残工事の捉え方をサブアリーナのみ、又はメインアリーナのみ、とすることは可能でしょうか。又、数量については実施設計完了時を基準として宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、設計・建設の対価の改定は、サービス対価A-1、A-2ごとに実施することを想定しています。 また、数量については、別紙8 1 (2)ウ(エ)の工事材料の変動に対応する場合にのみ用いる予定ですが、実施設計完了時を基準としてください。
24	事業契約書(案)	63	別紙8	1	(2)	ウ	サービス対価の改定	物価上昇により、建設費用が増額改定された場合、追加の資金調達を行うことは困難であるため、増額分は割賦払いではなく、一時払いでの対応をお願いすることはできませんでしょうか。	事業契約書(案)の通りとします。 建設費用が増額改定された場合においても、サービス対価A-1及びサービス対価A-2として割賦支払となります。
25	事業契約書(案)	63	別紙8	1	(2)	ウ	サービス対価の改定	物価下落により建設費用が減額改定され、融資金額が減額となった場合に発生するブレイクファンディングコストの負担については、設計・建設期間に必要なその他の金額として貴市が負担されるという理解でよろしいでしょうか。また、その他要因により日程が変動した際のブレイクファンディングコストの負担についてのお考えも併せてご教示下さい。	市が物価の改定に伴う建設費用の変動に起因する ブレイクファンディングコストを負担する予定はありま せん。また、着工日や引渡日等が変更された場合の ブレイクファンディングコストについては、市の事由 による場合は負担することを想定しています。
26	事業契約書(案)	63~ 68	別紙8				サービス対価の改定	それぞれの対価において、物価変動に伴う改定に使用する指数が示されていますが、特に施工時期にタイムラグがあるメインアリーナにおいては、8年超に及ぶ未来の建設対価を想定し、一定のコストオーバーリスクを加味して費用を算出することとなります。 通常一般に予測可能な範囲を超えた景気変動や需給環境の激変が生じた場合において、通常の予測を超えた物価変動により、特定の物価指数が実際の市場単価に連動しきれない事象も考えられるため、このような事象に対応できる救済処置的な規定、文言の追加をお願いします。※現在の異常とも言える建設施工価格が、一般的な資材や労務費の高騰だけでは説明できないほどの異常値を示しているなかで、10年先の価格を提示しコミットすることの困難さを理解していただきたいと思います。	原案においても、「物価指数として用いている指数がなくなる又は内容が見直されるなどによりPFI事業の実態に整合しなくなった場合、若しくはその他必要が生じた場合には協議を行うことができる」という旨の規定を設けておりますので、ご指摘の趣旨は実現されていると考えます。
27	事業契約書(案)	64	別紙8	1	(3)		消費税の税率変更に 伴う改定	設計・建設の対価に係る消費税率について、実際の支払時に 適用のある税率のものと理解していますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	別紙8	65		2	(1)			金指数-事業所規模5人以上-調査産業計-定期給与(厚生労働省)を適用して頂けないでしょうか。「企業向けサービス価格指数」-建物サービス(物価指数統計月報・日銀調査統計局)は維持管理業務の物価の変動に合っておらず乖離しているので日本銀行発行の「企業向けサービス価格指数はさけて頂きたい。日本銀行発行の「企業向けサービス価格指数」を採用される場合は、5年毎に企業向けサービス価格指数」の見直しが発生し、連続性がそこなわれることが生じてしまいますので、5年毎の企業向けサービス価格指数の見直しの際に、大幅に指数が変動する場合は、協議させて頂けるようお願いいたします。	
29	事業契約書(案)	69	別紙9	1				「提案時の統括管理業務、維持管理業務等に係る費用(以下、「維持管理等費用」という。)に比べて、当期維持管理等費用の実績が著しく過小であると市が合理的に判断した場合には、市は、その差額を増加収入に含め算定する。」とのことですが、貴市がご判断される基準(PFI事業者から提出すべき書類も含む。)を明確にして頂くとともに、ご判断される前にPFI事業者と協議頂きますようお願い致します。	本市が当該判断をするに当たっては、提案時の費用と実績費用の乖離が何によるものなのかをPFI事業者に説明いただく機会を設ける予定です。なお判断する基準については、具体的に数値でお示しすることはできかねます。

(様式1-11)「横浜文化体育館再整備事業」土地売買契約書(案)に関する質問書

No.	資料名	頁	第1条	1	該 (1)	当箇所項目名	質問内容	回答
1	土地売買契約書(案)	6	第20条	1		民間収益事業者の提 出・報告義務	業務計画書の提出が各事業年度開始30日前の提出期限となっているが、提出期限の変更は個別協議で対応出来ると理解してよろしいですか?	提出期限の変更は行いません。
2	土地売買契約書(案)	6	第20条	2		出•報告義務	業務報告書の提出が各事業年度の最終月の翌月末日の提出期限となっているが、監査法人の承認手続等もあり、提出期限は入札説明書7.2.5に記載の毎会計年度経過後3か月以内に変更することは個別協議で対応できると理解してよろしいですか?	